

令和6年度 第1回 津市教科用図書調査研究委員会 議事要旨

1 日時

令和6年5月16日（木）

午後4時00分から午後5時00分まで

2 場所

津市教育委員会庁舎 4階 教育委員会室

3 出席者

津市教育長

森 昌彦

津市教育委員会委員

西口 晶子

校長代表

津市立北立誠小学校 校長

山川 雅己

津市立橋北中学校 校長

奥田 幸伸

幼稚園代表

津市立安濃幼稚園 園長

信田 直子

保護者代表

津市PTA連合会

橋爪 秀貴

上村 聖子

事務局

学校教育部長

伊藤 雅子

教育研究・情報教育担当副参事

山下 尊仁

教育研究支援課主幹

駒田 健志

教育研究支援課副主幹

本多 史明

4 事項

(1) 委員の委嘱・任命

(2) 委員紹介

(3) 会長の確認と副会長の指名

(4) 議事

ア 教科書採択の概要について

イ 津市教科用図書調査研究委員会について

ウ 教科書採択に関する公正確保の徹底について

エ 採択基準と調査員の調査実施項目について

オ 調査員の委嘱について

カ 調査研究等のスケジュールについて

5 決定事項

- (1) 令和6年度津市教科用図書調査研究委員会委員について
調査研究委員会委員は「津市教科用図書調査研究委員会委員」(別紙1)のとおりとする。
- (2) 津市教科用図書調査研究委員会会長及び副会長について
会長を森昌彦委員、副会長を西口晶子委員とする。
- (3) 教科書採択の概要について
教科書採択の概要については、「中学校の教科書採択について」(資料1)のとおりとする。
- (4) 津市教科用図書調査研究委員会について
津市教科用図書調査研究委員会については、「津市教科用図書調査研究委員会について」(資料2)のとおりとする。
- (5) 教科書採択に関する公正確保の徹底について
教科書採択に関する公正確保の徹底については、「教科書採択に関する公正確保の徹底について(通知)(写)」(資料3)のとおりとする。
- (6) 採択基準と調査員の調査実施項目について
調査員の調査実施項目については、「教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準」(資料4)を基準とし、その調査実施項目は「中学校教科用図書の調査実施項目」(資料5)のとおりとする。
- (7) 津採択地区での教科用図書採択について
ア 調査員を「調査員の委嘱について」(資料6)のとおり委嘱する。
イ 日程については、「調査研究等のスケジュール」(資料7)のとおりとする。
ウ 第2回津市教科用図書調査研究委員会は、令和6年7月18日(木)に開催する。

6 各事項の要旨

- (1) 事項(1)について

津市教科用図書調査研究委員会委員は、「津市教科用図書調査研究委員会規約」第3条に基づき、津市教育委員会から任命され、任

命書又は委嘱状が手交された。

(2) 事項(2)について

別紙1により令和6年度津市教科用図書調査研究委員会委員が確認された。

(3) 事項(3)について

「津市教科用図書調査研究委員会規約」第4条に基づき、会長が教育長であることを確認し、会長の指名によって副会長が決定された。

(4) 事項(4)について

ア 資料1により、事務局から教科書採択の概要について説明があった。教科書検定から採択、使用開始の周期について、義務教育諸学校用教科書の採択のしくみについて説明された。

イ 資料2に基づき、事務局から津市教科用図書調査研究委員会についての説明があった。調査研究委員会は調査員を置いて各教科用図書見本本についての調査を行い、調査員からの調査結果の報告を受け、それをもとに教科用図書見本本の比較・検討を行い総合的な見地から選定資料を作成し、教育委員会に選定資料を提出及び調査研究結果の報告を行うという採択に至るまでの流れが説明された。

ウ 資料3に基づき、事務局から教科書採択に関する公正確保の徹底について説明があった。教科書採択関係者の確認、教科書発行者との接触を避けること、金銭や物品、供応及び労務の提供を受けないこと、教科書発行会社からの不正な申し出等があった場合には明確に断り、事務局に一報を入れること等が確認された。

エ 資料4、資料5に基づいて、事務局から採択基準及び調査員の調査実施項目についての説明があった。その際、資料1の図も活用して、本委員会や三重県教科用図書選定審議会の位置づけを確認するとともに、三重県が行う調査実施項目を参考にしながら津市でも同じ調査実施項目に注意しながら調査を行っていることを確認した。

また、市内8箇所で移動展示会を開催し、保護者及び地域の方からも教科用図書見本本についての意見を広く求め、聞かれた

教科書採択に努めるとの補足説明があった。

《質問》

委 員：三重県の教科用図書選定審議会調査員と津市教科用図書調査研究委員会調査員は別か。

事務局：別である。それぞれ別の方が代表として出ている。

次に挙げる資料6でも分かりやすく提案する。

才 資料6及び別紙3に基づいて、事務局から調査員の委嘱について提案があり承認された。

《質問》

委 員：社会・地図について、前回は歴史だけが後で採択になっていたが、今回は同時調査であり、調査する冊数も多いが、7名の調査員で回っていくのか。

事務局：おっしゃるように冊数も多く、調査内容も多い。そのため、資料6にもあるように前回の経験者や市教育研究会にて部長経験のある教員、各教科について専門的知識を有し、地域において指導的立場にある管理職から選定した。

才 資料7に基づいて、事務局から採択までのスケジュールの説明があり、承認された。また、教科書法定展示会や教科書移動展示会についての開催期間や場所について確認した。第2回津市教科用図書調査研究委員会の開催日を令和6年7月18日（木）に決定した。

《質問》

委 員：教科書移動展示会の場所が中学校ばかりだが、どこかの図書館等での実施はないのか確認したい。また、旧津市内の学校は会場として挙がっていないので、教育庁舎に見に来ることになるのか。

事務局：平成27年度、令和2年度といった過去の中学校教科用図書採択時期も同会場を借りている。確かにその時の反省にもご意見はいただいているところであるが、これまでと同じ8会場で実施することに不都合があったという声はなかったので、見本本の管理、会場の施錠管理がしやすいという観点からも同会場での実施に重きをお

いて考えた。法定展示会についても津駅から近い総合教育センター、津新町駅からも近い津市教育庁舎を会場として実施するようにした。

委 員：これらの展示会について、開催時期・場所は周知がされているのか。

事務局：津市広報で周知をしている。また、各学校にも開催場所・時期を記したチラシを配布し、保護者や地域の方に周知している。本委員会の委員についても、各会場では見本本を手に取って見ていただくことができる。

委 員：展示会で展示される中学校の見本本と、調査で各調査員が使う中学校教科書は同じものか。

事務局：同じである。第2回の調査研究委員会では、本会委員も調査員と同じ見本本を手にとっていただき、見ていただくことができる。

7 その他

・ 事務局より

参考資料である、資料8「主な根拠法令」、資料9「令和7年度使用中学校用教科書の発行者別一覧」、資料10「採択地区別中学校用教科用図書採択状況一覧」について説明があった。また、津市教科用図書調査研究委員会の旅費についての説明があった。

以上、第1回調査研究委員会の議事要旨とする。

令和6年度 津市教科用図書調査研究委員会

会長 森 昌彦
副会長 西口晶子